

芳賀町公共下水道事業経営戦略

平成 29 年 3 月

芳賀町建設産業部都市計画課

目 次

1	事業概要	1
(1)	事業の現況	1
(2)	民間活力の活用等	2
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	2
2	経営の基本方針	2
3	投資・財政計画（収支計画）	3
(1)	投資・財政計画（収支計画）	3
(2)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	3
(3)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要	4
4	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4
別紙添付		
	投資・財政計画（収支計画）	5
	経営比較分析表	7

芳賀町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 芳賀町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (供用開始後12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内 人口密度	38.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(芳賀処理区)		
処理場数	1箇所(芳賀町水処理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成25年度に全体計画の見直しを実施し、合併処理浄化槽で生活排水処理を行うことが経済的に有利な区域36haを全体計画区域から削除しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、他の事業との統廃合、公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする推進制をとる体系があります。本町は従量制の累進使用料です。平成26年度に消費税増税に合わせて改定を行いました。下記は平成28年3月現在の使用料です。今後は、整備完了に向けて徐々に増収となる見込みですが、一方で水処理施設や機器の経年劣化による修繕費用も増加していきます。状況に応じて、適宜料金改定を検討していきます。</p> <p>基本使用料 10^{m³}まで : 1,234円 従量使用料 10^{m³}を超え 20^{m³}まで : 1^{m³}につき154.2円 20^{m³}を超え 30^{m³}まで : 1^{m³}につき164.5円 30^{m³}を超え 50^{m³}まで : 1^{m³}につき174.8円 50^{m³}を超え100^{m³}まで : 1^{m³}につき185.1円 100^{m³}を超えるもの : 1^{m³}につき195.4円</p>		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の 概要・考え方	<p>公衆浴場と臨時用のみ一般家庭用使用料金体系とは別途定めています。考え方については、一般家庭用と同様です。</p> <p>公衆浴場 200^{m³}まで : 10,285円 200^{m³}を超えるもの : 1^{m³}につき20.5円 臨時用 1^{m³}につき185.1円</p>		
条例上の使用料*2 (20 ^{m³} あたり) 過去3年度分を記載	平成25年度 2,700円	実質的な使用料*3 (20 ^{m³} あたり) 過去3年度分を記載	平成25年度 2,178円
	平成26年度 2,776円		平成26年度 2,352円
	平成27年度 2,776円		平成27年度 2,466円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20^{m³}あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20^{m³}を乗じたもの(家庭用だけでなく業務用を含む)をいう。

組 織

職 員 数	4 人
事 業 運 営 組 織	平成12年度に都市計画課に公共下水道事業及び農業集落排水処理施設落排水事業を担当する下水道係を置き、整備を開始しました。その後、合併処理浄化槽設置整備事業を加え、平成28年4月1日現在、建設産業部都市計画課長以下4名で、町内の一般家庭の生活排水に係る業務全般を担当しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務(水質検査含む)、自家用電気工作物保守管理業務、汚泥含有物検査(放射能)、処理場機械警備業務を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、包括的民間委託等を検討します。指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、包括的民間委託等を検討します。PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	水処理センターで処理された下水汚泥は、栃木県下水道資源化工場において、セメント原料に加工し、再利用に努めています。
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	現在の未利用地については、水処理施設等の改築用地及び災害対策施設用地として活用する方針を定めています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 :別紙のとおり

添付した「経営比較分析表」は、平成27年度決算書の数値によるものです。
 「経営比較分析表」は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類字団体との比較をすることができます。複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び過大を的確かつ簡明に把握することが可能です。総務省公営企業三課室長通知により全国の市区町村が策定・公表しています。
 今後より正確な経営状況及び財政状況を把握するため、地方公営企業法の適用についても検討していきます。

2. 経営の基本方針

公共下水道は、快適で衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に寄与する町民の生命や財産に関わる重要な施設です。しかしながら、これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)の大きな負担、今後施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、人口減少等の社会情勢から、今後は更に厳しい財政状況の中での経営を迫られます。
 将来にわたって、公共下水道事業の安定したサービスを提供してため、以下の基本方針を柱として経営を行っていきます。

快適で衛生的な生活環境の確保
 快適で安全・安心な町民生活の確保を図るため、平成41年度までに概成できるよう計画的に未整備地区の下水道整備を推進します。
 また、水処理センターや管きよの現状を把握して、適切に更新や修繕を行い、下水道施設の長寿命化に努めます。

効率的な事業執行
 これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率化を図りつつ、コスト削減に努めます。
 また、他団体で採用している包括的民間委託等についても今後検討します。

収入の確保による財政基盤の強化
 使用料の収納率を向上させ確実に徴収するとともに、国庫補助金や下水道事業債を適切に活用し、収入を確保します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

収支計画のうち投資についての説明

投資の目標に関する事項

平成28年度末には整備済面積が80haとなる見込みですが、未だ未整備地区が多く残っている状況です。そのため、当計画では、各年度4ha程度ずつ補助事業を活用した管渠布設工事を計画しており、平成41年度概成を目標としています。

管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠については、供用開始から12年程度と経過年数が少ないため、当計画において大規模修繕は見込んでいませんが、破損の可能性が高い管渠の点検等を実施し、必要に応じて更新及び修繕を行います。
処理場については、供用面積拡大により、水処理施設の1池増設を計画しています。

収支計画のうち財源についての説明

財源の目標に関する事項

未整備地区への管渠布設工事を精力的に実施するため、補助事業に係る国庫補助金を最大限活用します。単独事業費については、受益者負担金と地方債を活用し、一般会計からの繰入金を減らします。

使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

未整備地区への整備拡大や芳賀高跡地宅地造成事業に伴い、公共下水道への接続が増加することから、増収を見込んでいます。

使用料の見直しについては、消費税増税に合わせて、適切な料金への改定を検討します。

企業債に関する事項

管渠布設工事や処理場の増設により多額の建設改良費が必要となるため、下水道事業債を借り入れる計画としています。

繰入金に関する事項

地方債の元利償還金を基準内繰入金として、使用料賦課徴収委託料分を基準外繰入金として算定しています。この基準外繰入金については、将来的には使用料収入で賄うことを想定しています。

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間活力の活用に関する事項

供用開始当初より当町の水処理センター等施設の維持管理業務について民間委託をしており、現在は、長期継続契約（5年間）により経費の削減を図っておりますが、今後は更なる経費削減のため、包括的民間委託についても検討していきます。

職員給与費に関する事項

現在は、地方公営企業法非適用団体であることもあり、担当する職員の給与は一般会計で全額負担しており、本計画では給与費を算定していません。

修繕費に関する事項

主に水処理施設に関する機器修繕を計画的に実施しているため、平成29年度予算をベースとして算定しています。

委託費に関する事項

平成29年度予算をベースとして算定していますが、整備拡大によりマンホールポンプ場の増設、水処理施設の増設の計画があるため、維持管理業務委託料を増額しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	事業の継続性を確保するため、広域化や最適化についても検討していきます
投資の平準化に関する事項	資本費平準化債の活用を必要に応じて検討します。今後の施設が老朽化を見据え、施設の最適管理を目的としたストックマネジメント計画の策定を検討し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、包括的民間委託等を検討していきます。

今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	消費税増税時に使用者の適正な費用負担について検討し、料金改定を実施する予定です。その後は5年程度を目安に見直すこととします。
資産活用による収入増加の取組について	下水道事業基金の残高及び運用益はわずかですが、確実な運用により基金残高の増加を図ります。

投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、包括的民間委託等を検討していきます。
職員給与費に関する事項	現在は一般会計で負担しており、変更の予定はありません。ただし、地方公営企業法の適用を受ける際には、経費に計上します。
動力費に関する事項	必要に応じて電力会社との契約形態を見直すなどして経費削減に努めます。
薬品費に関する事項	水処理施設の維持管理委託契約に含んだ契約となっています。
修繕費に関する事項	現在は独自の修繕計画に基づき修繕を実施することで費用の平準化を図っていますが、将来的にはストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき適宜修繕を実施していくことで経費の削減を図ります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務の有無について再検討し、経費の削減及び効率化に努めます。
その他の取組	水洗化の促進や、接続率向上など財源確保に繋がる経費について、費用対効果を検証しつつ取り組みます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、5年ごとに本戦略の見直し（ローリング）を行うことにより、PDCAサイクルを効果的に回して、事後検証及び更新を行っていきます。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度			前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度		
					(決算)	(決算)	(決算見込)											
収益的 収入	1 総 収 益 (A)				111,166	119,719	117,320	117,628	121,921	125,305	131,303	136,696	141,977	147,579	152,960	157,171		
		(1) 営 業 収 益 (B)				25,876	28,347	30,215	31,261	32,721	33,941	36,171	38,551	40,431	42,331	44,011	44,801	
			ア 料 金 収 入				24,882	27,583	30,000	31,201	32,641	33,601	36,001	38,401	40,321	42,241	43,681	44,641
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他				994	764	215	60	80	340	170	150	110	90	330	160	
		(2) 営 業 外 収 益				85,290	91,372	87,105	86,367	89,200	91,364	95,132	98,145	101,546	105,248	108,949	112,370	
			ア 他 会 計 繰 入 金				81,739	83,935	85,548	86,334	89,190	91,354	95,122	98,135	101,536	105,238	108,939	112,360
	イ そ の 他					3,551	7,437	1,557	33	10	10	10	10	10	10	10	10	
	2 総 費 用 (D)				54,444	59,004	66,299	62,048	67,483	67,292	66,952	66,200	65,690	65,137	64,513	63,538		
		(1) 営 業 費 用				26,375	31,408	39,065	36,388	41,632	41,915	42,100	41,920	42,016	42,112	42,184	42,232	
			ア 職 員 給 与 費															
			イ ち 退 職 手 当															
		イ そ の 他				26,375	31,408	39,065	36,388	41,632	41,915	42,100	41,920	42,016	42,112	42,184	42,232	
		(2) 営 業 外 費 用				28,069	27,596	27,234	25,660	25,851	25,377	24,852	24,280	23,674	23,025	22,329	21,306	
ア 支 払 利 息						28,000	27,528	27,166	25,592	25,783	25,309	24,784	24,212	23,606	22,957	22,261	21,238	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																		
イ そ の 他				69	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)				56,722	60,715	51,021	55,580	54,438	58,013	64,351	70,496	76,287	82,442	88,447	93,633			
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)				169,558	143,256	163,566	180,370	196,124	203,732	207,128	248,872	249,976	247,972	131,504	129,872		
		(1) 地 方 債				64,000	60,000	90,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	60,000	60,000	
			イ ち 資 本 費 平 準 化 債															
		(2) 他 会 計 補 助 金				1,079	4,620	1,340	11,730	1,632	1,680	1,800	1,920	2,016	2,112	2,184	2,232	
		(3) 他 会 計 借 入 金																
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				70,000	45,000	40,000	60,000	85,000	85,000	85,000	121,500	121,500	121,500	50,000	50,000	
		(6) 工 事 負 担 金				22,768	33,636	32,226	8,640	9,492	17,052	20,328	25,452	26,460	24,360	19,320	17,640	
	(7) そ の 他				11,711													
	2 資 本 的 支 出 (G)				238,395	197,244	201,301	238,851	250,362	261,545	271,279	319,168	326,063	330,214	219,751	223,305		
		(1) 建 設 改 良 費				172,418	140,310	142,927	178,109	186,955	195,500	200,941	245,245	248,133	247,933	133,073	132,183	
			イ ち 職 員 給 与 費															
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)				54,266	56,934	58,374	60,742	63,407	66,045	70,338	73,923	77,930	82,281	86,678	91,122	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																		
(5) そ の 他				11,711														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)				68,837	53,988	37,735	58,481	54,238	57,813	64,151	70,296	76,087	82,242	88,247	93,433			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)	(決算見込)									
収支再差引	(E)+(I)	(J)	12,115	6,727	13,286	2,901	200	200	200	200	200	200	200	200
積立金	(K)	(L)	1,000	200	22,221	200	200	200	200	200	200	200	200	200
前年度からの繰越金	(L)	(M)	6,913	5,509	12,036	3,101	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	(N)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	6,202	12,036	3,101	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(P)												
実質収支	黒字 (P)	赤字 (Q)	5,509	12,036	3,101	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			102.3	103.3	94.1	95.8	93.1	94.0	95.6	97.6	98.9	100.1	101.2	101.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)		(S)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	25,876	28,347	30,215	31,261	32,721	33,941	36,171	38,551	40,431	42,331	44,011	44,801
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)		(U)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)		(V)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)		(W)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)														
他会計借入金残高 (W)		(X)												
地方債残高 (X)			1,546,949	1,550,015	1,581,642	1,620,900	1,657,493	1,691,447	121,108	1,747,184	1,769,254	1,786,744	1,760,293	1,729,171

他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)									
収益的収支分			28,000	27,528	28,506	27,691	27,415	26,989	26,584	26,132	25,622	25,069	24,445	23,470
うち基準内繰入金			28,000	27,528	27,166	26,221	25,783	25,309	24,784	24,212	23,606	22,957	22,261	21,238
うち基準外繰入金					1,340	1,470	1,632	1,680	1,800	1,920	2,016	2,112	2,184	2,232
資本的収支分			55,345	61,554	58,374	71,002	63,407	66,045	70,338	73,923	77,930	82,281	86,678	91,122
うち基準内繰入金			54,266	56,934	58,374	60,742	63,407	66,045	70,338	73,923	77,930	82,281	86,678	91,122
うち基準外繰入金			1,079	4,620		10,260								
合 計			83,345	89,082	86,880	98,693	90,822	93,034	96,922	100,055	103,552	107,350	111,123	114,592

経営比較分析表

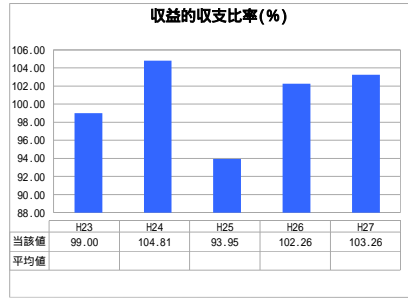
栃木県 芳賀町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	18.26	78.17	2,776

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,955	70.16	227.41
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,902	0.76	3,818.42

グラフ凡例
当該団体値(当該値)
類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

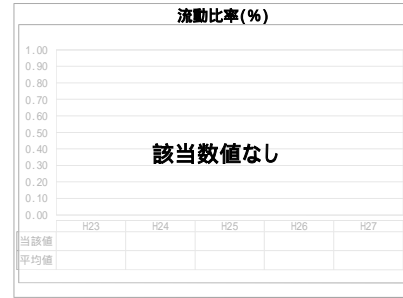
1. 経営の健全性・効率性



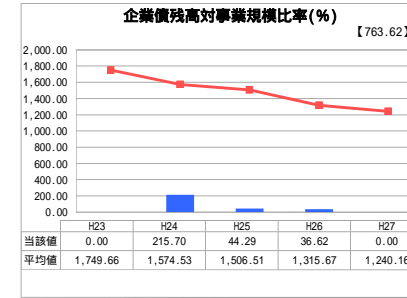
「単年度の収支」



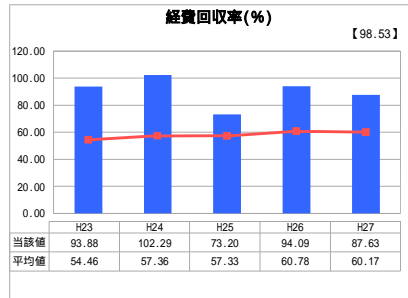
「累積欠損」



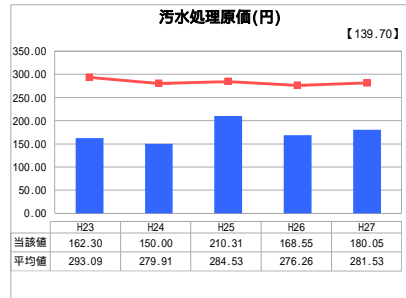
「支払能力」



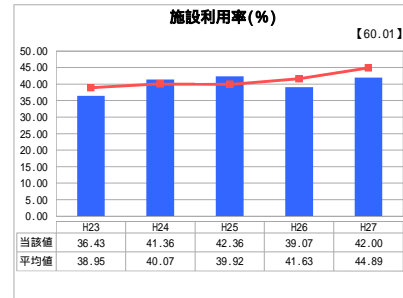
「債務残高」



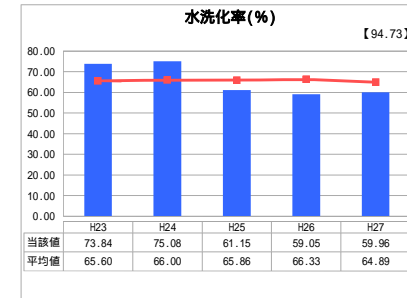
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

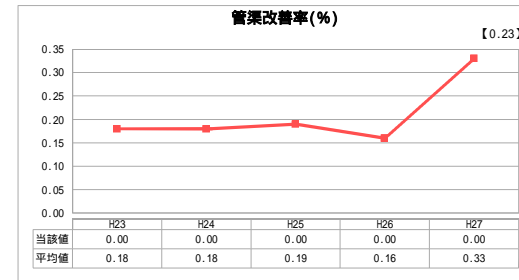
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

全体的に見ると、収益的収支比率はほぼ100%以上で推移しており、料金収入や一般会計からの繰入金等で総費用及び地方債償還金を賄っている状況である。

しかし、経費回収率を見ると平成27年度で87.63%と、使用料で汚水処理に係る費用を賄い切れていない状況である。これは供用開始後10年余りで、現在も未普及地区への管布設工事を精力的に実施している状況であるためである。現時点の供用済区域と全体計画面積の割合から考えると妥当な数値であり、今後は整備完了までに100%以上を目指す。

施設利用率についても同様で、未普及解消のほか、宅地造成事業や区画整理事業に併せた面整備を実施していく予定であるため、数値は上昇する見込みである。

水洗化率については、平成25年度に県道宇都宮茂木線芳賀バイパスが開通したことにより下原地区の整備を重点的に行ったため、接続が追いついていない状況である。今後は、同地区を含め接続促進のPRなどを行い接続率向上を図っていく。

現在の経営状況は、特に大きな問題もなく、健全と考えられる。

2. 老朽化の状況について

整備開始から15年程度、供用開始から10年余りと使用年数が比較的浅いため、管渠等の更新時期は到来していない。

全体総括

経営状況としては、現状からは収益的収支比率では黒字となっており、大きな問題は見られない。未普及解消に向けて今後とも整備を進めていく中で、健全な経営が継続できるよう努めていく必要がある。

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。